

Q 有期労働契約の終了後、使用者が異議を申し立てず雇用を継続するとどうなるか

A 期間満了時に使用者が異議を述べないで、雇用を継続すると黙示の更新となり、民法 629 条 1 項は、「雇用の期間が満了した後労働者が引き続きその労働に従事する場合において、使用者がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第 627 条（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）の規定により解約の申入れをすることができる。」と規定されている。

この規定をめぐって判例は、更新以後は期間の定めのない契約となるとするものと従前と同様の有期労働契約とするものにわかれている。

よって、実務上は黙示の更新をしないようにすべきである。